

平成30年度

総務教育常任委員会会議録

平成30年12月3日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成30年度

総務教育常任委員会

平成30年12月3日（月曜日）第1号

◎案件

- (1) 調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について
(他所管に関する事項について)
- (2) 調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）について
(他所管に関する事項について)
- (3) 調査事件6 町内会館等管理方針の見直しについて
(他所管に関する事項について)

◎出席委員（5名）

委員長	川村明雄	副委員長	木村隆
委員	佐藤孝男	委員	平野隆雄
委員	溝部幸基		

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	高木壽
総務課長	工藤泰	総務課参事	小鹿一彦
総務課長補佐	福原貴之		
教育長	前田勝広	教育委員会事務局長	鎌田一志
教育委員会事務局長	西田真弓	教育委員会生涯学習係長	阿部孝憲

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局次長	鍋谷浩行
議会事務局主査	谷藤悟		

○委員長（川村明雄）

おはようございます。

ただいまから、総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は、3件であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長のあいさつを行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、総務教育常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の調査事件につきましては、調査事件4の福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について及び調査事件5の第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画について並びに調査事件6の町内会館等管理方針の見直しについてとなっております。

まず、最初の調査事件4の福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入についてでございますが、町では、平成27年12月に福島町公共施設の指定管理者制度に関する手続き条例を制定し、現在、吉岡温泉健康保養センターを指定管理しているところでございます。このような状況の中に、第2次導入施設として社会体育施設を見込んでおり、今般、教育委員会において方向性を整理し、平成32年度の導入に向けて、本日、ご審議をお願いしているものでございます。

次に、2点目の調査事件5の第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画についてですが、人口減少、少子高齢化及び社会情勢の変化等に対応するため、職員定員管理適正化計画に関しましては、逐次、変更を加えながら、時代の変化に対応することで現在に至っております。しかし、年々業務量が高度化するとともに、複雑化することで事務量が增大している一面もあり、また、ここ数年は管理職クラスが大量に退職するなど職員の世代交代も進むとともに、財政が厳しい時代に職員を抑制したことによる歪が生じており、中間層の職員の空洞化などの課題が顕著になってございます。これらの問題解決を図るため、これまでの退職者に応じた縮減方針を見直し、現行の水準を維持しつつ、従前より緩やかな減少幅とすることで増大する業務量に柔軟に対応する職員配置を目指すものであり、これらの変更方針について、本日、ご意見を頂きながら、ご審議をお願いするものでございます。

なお、将来的に想定される退職年齢の引き上げや、臨時職員において新たに導入される会計年度任用職員制度などに関しては、国の動向を見据えながら、今後、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、3点目の調査事件6の町内会館等管理方針の見直しについてですが、各町内会館につきましては、平成27年1月に策定しました「福島町公共施設維持保全計画」において、再配置及び統廃合を含めて再編することとしており、今年度から再編計画がスタートし、豊浜・宮歌地区の新たな町内会館が整備されてございます。町内会館の利用及び管理に関しましては、建設当時に比べて町の人口が3分の1に減少し、また、時代の変化とともに町内会の利用状況も年々大きく変化してきている実情にあり、町では再編計画と併せて、これまでの管理方針を見直し、新たな管理方法に変更することといたしましたので、これらの変更に係る考え方・方針などのご審議を本日お願いするものであります。

なお、町の方針に関しましては、事前に関係の町内会長へお示しをし、一定程度のご理解もいただいたところでございます。

このあと資料に基づきまして担当課長から詳しく説明をいたしますので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長のあいさつが終わりました。

これより調査事件に入りますが、まず調査の方法について説明をいたします。

本日は、3件の調査事件がありますので、最初に、調査事件4から資料の説明を受け、不明な点や疑

問な点についての説明に対する質疑を行います。

質疑が終了した段階で、調査内容について、説明員と意見交換を行います。

意見交換が終了後、説明員の入替えを行い、調査事件5、調査事件6と同様に行います。

すべての調査事件の質疑・意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に調査事件ごとに論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。

その後、最終的な委員会意見の取りまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入についての調査に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

町では、地方自治法改正に伴い、平成27年に「指定管理者制度に関する手続条例」を制定し、平成28年3月には「指定管理者制度の運用ガイドライン」を策定し、平成29年4月より「温泉健康保養センター」の指定管理者を「福島町まちづくり工房」に、平成29年10月より「製氷貯水施設」の指定管理者を「福島吉岡漁業協同組合」に非公募で指定し、管理運営しているところであります。

このような中で、この度、町教育委員会より社会体育施設に係る指定管理者制度導入案等が示されましたので、内容の調査をいたしたいと思っております。

それでは、調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鎌田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(鎌田一志)

おはようございます。

2ページをお開きください。

調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について。

1として、指定管理者制度の導入経緯と目的について。

地方自治法の改正に伴い、これまでは地方公共団体に限られていた「公共施設」の管理運営に関して、企業・NPO法人等を含む団体に委ねることが可能になりました。

福島町では、平成27年12月に「福島町公共施設の指定管理者制度に関する手続条例」を制定し、翌年3月には運用のガイドラインを策定しております。社会体育施設は第2次の導入施設として位置付けられております。

このような経過を踏まえ、平成30年度の教育行政執行方針の中に「三つの社会体育施設について、指定管理者制度による管理運営を平成32年度からの実施に向けて検討する。」としております。各施設の効果的、効率的な管理運営に民間業者の能力を活用しつつ、町民サービスの向上を図ることを目的としたものであります。

このため、本年度から指定管理者制度により体育館等を管理運営している北斗市の状況の確認と合わせ、教育委員会及び庁舎内での協議並びに地元業者との話し合いを重ね、同制度の導入に向けた方針を決定したものであります。

2として、北斗市の状況について。

北斗市の指定管理者制度の導入の経緯等について、6月8日に視察した状況について、次のとおりとなっております。

(1) 導入に係る取組経過は、下記のとおりです。

2ページ下段の■主な聞取り内容として、導入の経過は、スポーツ振興と活性化に取り組むこと。利用者の利便性などを考慮し、定期休館日をなくすることなどがあります。

以下、聞取り内容を掲載しております。

3ページをお開き願います。

(2)の導入施設については、北斗市総合体育館ほか5施設であります。

(3)として、指定管理者は、平成27年度から総合体育館を委託管理している特定非営利法人北斗スポーツクラブです。

(4)の指定管理者の職員体制は、以下のとおりとなっております。

(5)として、指定管理者が行うべき業務については、①の体育施設の利用申請受付、利用許可等に関する業務のほか、管理事務の典型的なもの9項目であります。

4ページの(6)のスポーツ推進事業計画として、①の既存事業(教育委員会が主催していた事業)。早朝マラソンなど8事業があります。

②指定管理者が行う自主事業として、アの大会・講習会等8事業、イの定期的開催する各種教室等の10教室、ウのラジオ体操推進事業などがあります。

(7)に収支計画を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

5ページをお開きください。

3の庁舎内協議及び教育委員会会議について。

(1)の庁舎内協議については、北斗市の視察報告も兼ね、6月20日に関係課長と協議しております。協議結果を踏まえ、教育委員会事務局で整理し、7月6日に町長に説明しております。

①の整理として、法律による指定管理者制度の設置意義及び「民でできるものは民で」の大きな流れ並びに運用ガイドラインの位置付けからも、難しい部分はあるものの同制度の導入を進めたいと考えております。

②の整理として、メリット・デメリットを掲載しております。

③の整理として、現在、公共施設の管理業務を担っている町内2業者と温泉の指定管理業者のまちづくり工房に対して、三つの社会体育施設に係る指定管理者制度の導入内容についての考え方を説明し、意見交換を行い、事業者としての課題や要望などを把握いたします。

町長の考え方として、1つ目は、教育委員会として方向性を定めること。2つ目は、本来業務量が減となることを考慮すれば、制度導入に伴い生涯学習係1名を減とすべきが基本となるが、慎重に対応すべきと考える。これまで手掛けることができていない生涯学習事業(福祉分野との連携等)や休日出勤及び時間外勤務の解消に繋げることを優先すべきと考えるという意見をいただきました。

6ページをお開きください。

(2)として、教育委員会会議においては、7月30日に開催した平成30年度第8回会議において、指定管理者制度の導入について報告し、3つの内容と指定管理者が行う業務内容を説明し、全会一致で平成32年度からの導入に向けて進めることで確認しております。

4の地元業者に対する説明については、10月3日に(1)に記載の3業者に出席をいただき、(2)に記載している項目について説明いたしました。

(3)の協議結果については、①として、法人としての応募への考え方については、1法人が前向きな方向性。他の2法人については、10月末までの持ち帰りとしておりましたが、1法人からは前向きな回答、1法人から応募しない旨の連絡をいただいたところであります。

②の疑問点及び確認点については、記載のとおりであります。

7ページをお開きください。

5の具体的な指定管理者制度の導入計画(案)については、協議結果などを踏まえ、導入計画案については、次のとおりとなっております。

(1)として、対象施設の概要については、総合体育館ほか2施設です。

8ページをお開きください。

(2)として、指定管理者の指定申請の資格として、指定期間中、安全かつ円滑に体育施設を管理運営できる法人その他の団体で、次の事項を満たすものとしております。

①として、福島町内に本店、支店、営業所又は主たる事業所を1年以上有する団体等であること。

②として、団体等又はその代表者等が次の事項に該当しないこととしており、アからオまでの5項目を設けております。

③として、団体等の人数、資産及びその他の経営規模から体育施設の管理能力を有することとしております。

(3)として、指定予定期間は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間とします。

(4)として、指定管理者の指定手続きについては、町長が指定管理者の候補者を選定し、町議会の議決を経て町長が指定の通知を行うことにより、体育施設の指定管理者として正式に指定されるものであります。

(5)として、協定の締結については、業務内容及び管理基準に関する細目事項及び町が支払うべき指定管理料に関する事項について、協定を締結いたします。協定については、指定期間の5年間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度毎の事業実施を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定書に記載する主な事項については、以下に記載のとおりであります。

9ページをお開きください。

(6)として、業務の範囲及び具体的内容については、①として、体育施設の運営に関する業務として4項目。

②として、体育施設の維持管理に関する業務として5項目。

③として、経営管理に関する業務として3項目。

④の自主事業の実施に関する業務については、管理運営業務の実務を妨げない範囲において、自らの責任において、体育施設を活用し、独自に企画・計画した事業を提案することができます。内容については、掲載のとおりです。

⑤のスポーツ関係団体に関する業務については、体育協会並びにスポーツ少年団等との連携に関する業務であります。

⑥のスポーツ推進事業計画については、アとして、教育委員会が主催していた業務等で、aからjまでの10事業があります。

10ページをお開き願います。

⑦として、第三者への業務委託について、掲載しております。

(7)として、管理業務に関する経費については、①として、利用料金制度の採用を記載しております。

②として、管理に関する経費については、平成30年度当初の予算額をベースに、3つの社会体育施設の指定管理料を積算しております。現状の事業のうち指定管理者が行う予定分の業務量を担当職員の業務量で割出し、平成29年度人件費計算で630万円と算出しました。町民プールの管理委託については、これまでの事務員単価ベースから軽作業員と事務員の平均額に変更しております。

11ページをお開きください。

今、お話した事項について、表で示しております。

上段の従来分の3施設の合計分の予算額は1,467万6千円です。下段の指定管理委託料は、従来分の委託料に⑧として、運営費分391万1千円と⑨の雇用保険料等74万2千円が加算され、諸経費と消費税についても増額となることから、546万3千円の増額となります。運営分の施設管理者の単価については、臨時の教育技術員の単価、経理及びスポーツ推進事務担当者の単価は、臨時の一般事務員の単価を採用しております。

12ページには、(8)として、各施設の利用人数等を掲載しております。

12ページの②ファミリースポーツ公園の平成25年度の町内の女子、一般の「2,599」を「2,559」に訂正をお願いいたします。合計は同じです。

13ページをお開きください。

6として、今後の事務局職員体制の考え方については、現行の職員体制は、各施設を除き、事務局長1名、次長1名、学校教育係3名、生涯学習係3名、地域おこし協力隊1名の9名となっております。社会教育・体育事業に関しては、生涯学習係2名と事務局長が中心に担当しております。平成29年度の実績は、社会教育事業にあつては、39事業(うち休日18回)、社会体育事業については、25事業(うち休日12回)となっております。

このような状況にあり、担当職員の業務量の軽減と休日勤務等の負担を軽減していくことが必要と考えております。

以上のことから、指定管理者制度を導入することによって、三つの社会体育施設の管理の効率化と社会体育事業のサービス向上と併せて、担当職員の業務負担の軽減を目指すものであります。また、町長の考え方を基本に対応することによって、教育委員会としても、これまでの生涯学習事業の内容の充実・強化

及び社会体育事業の振興・普及に取り組むことを目指す方針として、当面は現行の職員体制を維持するものでありますが、将来的には職員体制のスリム化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

14ページには、今後の大まかなスケジュールの予定を掲載しております。

以上で、説明を終わります。

ご審議くださるよう、よろしくお願ひいたします。

○**委員長（川村明雄）**

内容の説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。

説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、質疑でございます。ページを示して、お願ひいたします。

木村委員。

○**委員（木村隆）**

8ページになります。

指定の予定期間が2020年度からということなんですけれども、現在は入札落札した業者が管理してらっしゃると思うんですが、今、この3施設で管理してらっしゃる業者は、平成何年からそれぞれ管理されているのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

鎌田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（鎌田一志）**

町民プールとパークゴルフ場については、今年度から入札しております。総合体育館については、確認いたします。

○**委員長（川村明雄）**

木村委員。

○**委員（木村隆）**

10ページなんですけれども、(7)の利用料金の記載の中で、プールの料金についての条例のことが書かれておりませんが、どのように考えておられるのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

鎌田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（鎌田一志）**

町民プールについては、条例を改正して無料ということですので、ここには記載しておりません。

○**委員長（川村明雄）**

木村委員。

○**委員（木村隆）**

何ページというわけではないんですけれども、指定管理を受けた場合の維持補修の確認なんですけど、例えば温泉であれば、今、まちづくり工房さんの方で管理してらっしゃいますけれども、10万円か20万円かちょっと私も忘れましたが、それ以上の金額になると町の方で補修するという形になっているはずですが、この体育施設の場合、それぞれの施設でそういう大きな補修等があった場合はどういう風に対応されるのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

鎌田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（鎌田一志）**

基本的には同じような考え方で、大きい補修等については町の方で補修して、軽微な修繕は事業者の方でお願いするという形になると思います。

○**委員長（川村明雄）**

木村委員。

○**委員（木村隆）**

具体的に大きい補修というのは、その業者、業者で変わってくるのでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

鎌田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（鎌田一志）**

各施設の大きな維持管理については、ある程度、計画をしておりますが、精査する中で事業者の方とお話していかなきゃないと思うんですけども、基本的には3施設とも同じような考え方で、小さいものについては事業者にお願いするという形で、大きいものについては3施設とも町の方で修繕管理をするという形になると思います。

○**委員長（川村明雄）**

佐藤委員。

○**委員（佐藤孝男）**

この指定管理制度を作るにあたって、6月8日に北斗市を視察というか、研修に行ったということですが、この北斗市を参考にした中身というか、これを参考にしたところが何点かあるのかなとは思いますが、その点についてお願いします。

○**委員長（川村明雄）**

鎌田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（鎌田一志）**

基本的な業務内容の関係で、管理業務、それと事業をどの程度指定管理者に持っていただくとか、そういうものも参考にしておりますし、あと管理委託の仕方についても北斗市をある程度参考にさせていただいて、既存の予算ベースに最低限の指定管理者に対する管理委託料を設けたというのは、北斗市を参考としていたところであります。

○**委員長（川村明雄）**

平野委員。

○**委員（平野隆雄）**

13ページの今後の事務局職員体制の考え方について、お伺いいたします。

現在、協力隊含めて合計9名という事務局体制なんですが、最後の方には、将来的には職員体制のスリム化に向けて取り組むということですけども、将来的な人数のご希望はあるんでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

前田教育長。

○**教育長（前田勝広）**

まだ現段階では、そこまで詳細には詰めていませんけれども、町長ともお話しているのは、やはりここに記載のとおり、お金がそれなりに現行より増えますので、そこは行政として頑張らないと駄目でしょうということはありません。それで、私としては、やはり3、5年の中で最低でも1名ぐらいは何とか頑張つてという思いはあります。ただ、これまで町長とも教育委員会議の中でもまだ詰め切れておりませんので、これから詰めていく格好にしたいと思っております。

○**委員長（川村明雄）**

平野委員。

○**委員（平野隆雄）**

次に、プールが今年の春から新しい業者になった。その段階で委託料が少し高くなったと記憶しているんですが、これを3つですか、教育委員会関係の施設を全部指定管理者制度に載せた場合、年間どれくらいのプラスになりますか。

○**委員長（川村明雄）**

鎌田教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（鎌田一志）**

11ページの方で説明いたしましたとおり、上の方が従来分の総合体育館、町民プール、ファミリースポーツ公園を合わせて1、467万6千円。それに指定管理をした場合に、⑧の運営費として施設管理責任者の賃金、あと経理とスポーツ推進事業担当者の半日程度の賃金、それと雇用保険料、諸経費を入れて全体で2、013万9千円で、546万3千円の増になります。

○**委員長（川村明雄）**

そのほか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

まず、北斗市の関係なんですけれども、3ページの指定管理者ですね。北斗スポーツクラブというんですか。これは全く地元の方々での体制の特定非営利法人ということの内容でしょうか。

○委員長（川村明雄）

鎌田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

北斗市民の作った団体であります。全員が北斗市民です。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

下の方に具体的に職員体制の役名が出ていますけれども、このうち北斗市の市役所の特に教育委員会関係になると思うんですが、OBの方はどの位置に何名ということになりますか。

○委員長（川村明雄）

鎌田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

OBの方はいらっしやらないと思います。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

北斗市の視察に行った段階で、今、事務局長が言いましたけれども、そこまでの資料も無かったですし、私はそこまで説明は求めませんでした。ただ、北斗スポーツクラブそのものは総合型スポーツクラブという格好で整備しておりますので、そこには30代、40代の若い方で組織しているという格好で、その時はお話を聞いております。そういうことで、その時に来た事務局長の方も40代の若い方でしたので、推測ですけども、OBのような方はいない総合型スポーツクラブなのかなと思っておりました。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

あと、この職員の内容なんですけれども、他と兼職しているとか、単独でここのスポーツクラブだけで専従で対応できているかの確認はしていますか。

○委員長（川村明雄）

鎌田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

その確認はしておりませんが、6名は専従であります。あと、臨時とか非常勤職員については、他のところと兼任している可能性がありますけれども、上に書いている施設管理者、スポーツ推進事業者、事務の指導者、経理事務担当者の計6名については専従であります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

4ページのスポーツ推進事業計画。既存事業で教育委員会が主催していた事業、それから②が指定管理者が行う自主事業と。この2つが大きく指定管理者側が対応する事業だと思うんですが、特に①の部分含めて、この2つの事業についての教育委員会の関わりですね。職員の関わり状況というのは、どういうことになっていますか。

○委員長（川村明雄）

鎌田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

当初この4月からスタートしておりますので多少の関わりがありますが、事業が進むうちにある程度、委員会の方からは離していくというお話を聞いております。教育委員会の主催事業とか、町の主催事業等

については、ご挨拶には顔を出しておりますが、事務とか大会の運営等については、スポーツクラブの方で実施しているというお話を聞いております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それから、(7)の収支計画の支出の方なのですが、管理費の施設管理経費3,278万5千円と大変大きな額なんですけれども、これの内訳、特に経常的な補修と、それから大きな補修の兼ね合いですね。この辺の区分整理の対応がどういう状況になっているか分かりますか。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

それは先ほど木村委員の方からもありましたけれども、北斗市も同様に一定の修繕料は予算で見ても管理料に含めているんですが、北斗市の場合、やはり協定の中で30万円とか、そういう大きな見積もりになると、その都度、教育委員会と協議して予算措置をするというような対応を取っているということでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

ですから、そこのラインですね。指定管理者側が対応する、例えば10万円とか、今、教育長が30万円ぐらいの場合とはいう話なんです、そういう内容の確認はされていますか。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

北斗市の要綱の中では30万円となっております。それから、今のうちの温泉は、ここに高木副町長もおりますけれども、確か工房さんの方は30万円でしたかね。その辺につきましては、今、議会の皆さんに説明したのを、これから募集要項(案)等作っていきますので、その中でこの社会体育施設の金額も精査して決めていく流れになっていきます。

○委員長（川村明雄）

そのほか質疑ございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤孝男）

11ページのことで聞きます。

今、委託されている業者というか、それが総合体育館、町民プール、ファミリースポーツ公園。総合体育館は何人の従事者でやっているか。それと町民プール、それからファミリースポーツ公園も何人ぐらいの体制でやっているのかお知らせください。

○委員長（川村明雄）

阿部生涯学習係長。

○生涯学習係長（阿部孝憲）

総合体育館につきましては、平日業務といたしまして、半分交代、夜間までの営業もありますので、2名ですね。そのうち1名の方が土日と清掃業務も担っていただいている状況でございます。

続きまして、ファミリースポーツ公園につきましては、管理業務といたしまして1名の方と、あと受け付け・清掃業務で2名の方をしております。

プールの方につきましては、2交代制にしておりまして、受け付け・監視業務といたしまして5名の方を採用して管理をしております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

10ページの(7)の②管理に関する経費の部分で、担当職員の業務割合を事務局長20パーセント、

係長30パーセント、係50パーセントと捉え、当該3名の平成29年度人件費を基準に業務割合で算定すると。それで、最終的には630万円という数字をここで出しているんですが、これの具体的な算定根拠を教えてください。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

きっちりとした具体的な計算根拠というのはございません。この協議資料を作る中で、私の方でそれぞれ生涯学習の3名に、今、予定している指定管理者に担ってもらう事業を含めて、現行1年間の中でどれだけの業務割合だという格好で聞取りし、私の方も内容を確認し、今、言ったように2割、3割、5割という格好で導き出して、それを算定基礎にしたということの内容でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

11ページの表の指定管理分ですね。このうちの⑩諸経費8パーセント。これの内容的には、多分、補修費の関係もここに入るんだと思うんですが、これに該当する具体的な内容はどういう風になっていますか。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

この諸経費の割合につきましては、私の認識は、町の方で教育委員会、様々な委託の経費を算出しておりますけれども、直接な経費を導き出しまして、トータル的に町として8パーセントでおさえて、現行の管理もすべて諸経費の8パーセントと。そこの中には燃料費だったり、修繕費だったり、消耗品だったり、各種委託料だったり入っておりますけれども、その原価を積み上げて8パーセントを業者のいわゆる一般管理費的な形で導き出しまして、8パーセントで設定しているという内容でございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

5ページに今回の指定管理の件についての庁舎内協議の部分で、中段に表になってメリット・デメリットが出ていますよね。これを見て、メリットの部分で、利用者の満足度を向上させ、利用者に対するサービスの向上が期待できると。民間への市場開放にも繋がると。これは民間に委託するわけですから、今までも管理の部分はやっていますが、そこから一步広がるということの部分では、これは該当するんだろうという風に思いますが、3点目も将来的な管理運営費の経費節減が期待できると。これはまったく増えるわけですから、現状はそんなことにはならないんですが、将来的にはそこを、先ほども教育長言っていますが、何年か後には担当職員を1名減らしていくということの内容なんだと思いますけれども、私は特にこの1番の部分の利用者の満足度を向上させ、利用者に対するサービスの向上に期待できるということについては、疑問を持ちます。それに関連しての質疑になるんですが、指定管理する側に、この北斗市の例を見ても、やはりスポーツ指導員を含めた体制ですね。町の職員の部分の9名が現在1名だと。最終的にはそこを無くするという事は、そこに代わる指定管理者側の人的体制が整うということになるわけですね。ですから、民間の指定業者がこの人材の確保が出来るのかどうなのか。福島町内の中でですね。そこがまず大事なところだと思いますし、将来的にはいわゆるこの北斗市の例を見ても、ここで9ページに示している色々な事業展開。特に教育委員会が主催されている事業については、当然、指定管理者側の方が最終的には全面的に対応すると。そのことによって、職員の超過勤務や休日勤務を減少させるという計画の内容なわけですね。そういう形で対応できるような指定管理者の指名が可能なかどうかですね。特に

この予算の中で、管理費の部分については現行の管理費をベースにしているんですが、11ページに示している指定管理者の運営分として、1人は施設管理責任者として見えています。ただ、経理及びスポーツ推進事業担当者1名については、半日の勤務ということの状況ですよ。それから、これは北斗市の状況を見ても、多分この正職員の他に臨時職員が21名の体制を取っていると。これは主に事業展開をする際の補助という部分の体制なんだと思うんですけども、こういう予算編成の中で受ける指定管理者側が対応できるのか。私は非常に疑問を持つんですが、大丈夫、しっかり現行より利用者の満足度を上げてサービスの向上に繋がるということの認識ということでもいいんですか。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

そこは正直に言って、やはり不安はあります。北斗市でも総合型スポーツクラブの体制が十分な中で指定管理者を担っていますので、その辺は北斗市の場合には非常にスムーズに行っているんだと視察して思っています。それで、今の部分でございますけれども、じゃあ町内の事業者がそういう方を確保できるのかということは、現状は限りなく厳しいんだと思っております。その上で、11ページの部分にもなりますけれども、ここで半日の勤務ということですが、今、私どもが予定しているのは、従来やっている社会体育事業を指導という形ではなくて、募集なりして大会を運営してもらうという格好で考えていますので、そこにはそんなにも専門性はいらないという格好ですし、教育委員会としてもそこまでは求めないというスタンスで今は行こうとしております。その上で、今、業務量が生涯学習のラインは減ってきますので、その中で色んな体育事業計画、新しい内容も含めまして検討していく形がこれから出てきます。それらのものを企画して、それを指定管理者さんと話しながら、新しい色んなサービス、事業、大会を計画していけるような体制を、これから平成32年度以降取っていければなという形で今は進めようとしております。それで、この半日勤務も本当であれば常勤という格好でセットしたいんですけども、今、言いましたとおり、やはりすぐに教育委員会の職員をなかなか減らすことが出来ないという状況の中では、あまり予算を大幅に町長、財政の方にもお願いできないというジレンマもありますので、こういう形で今はセットしているという内容でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

当然、今までの管理費はそのまま維持するわけですから、そこの中で対応する。特に管理という部分については、その部分に人件費があるわけですよ。ですから、受けた指定管理者側はそこをどう活用するか。臨時職員で対応するか、あるいは受けた指定管理者側の会社の中でそこを調整して対応するとか、本当はそういった部分も含めてトータルでもう一度検討して、いわゆる社会教育事業に対する指導的と言いますか、運営する部分の人件費がどのぐらいという計算を本来はすべきだと思うんです。もう一回。今までの部分は別ということじゃなくて、そこも含めてトータルで検討することはしておくべきだと思います。

それで、今、教育長言いましたけれども、専門的指導の部分はここに望まないということであれば、そこをしっかりと教育委員会の方が対応しなきゃいけない部分だと認識しているということなんだと思いますけれども、私は、現状でもなかなかそれが十分できない教育委員会の人的体制でないかなと思っています。かつては総合体育館が出来たスタートラインの状況では、体育館にその体制を整えていたわけですよ。それなりの人数を抱え、そして専門の学校を卒業した職員も採用しながら、特に総合体育館という性格上から、そういう形でスタートしたわけですよ。現状はなかなか厳しい状況の中で、どんどん人員が減り、最終的に体育館にはもう管理の職員がいないという現状になってしまったという背景があるわけで、十分指導体制が出来ているという状況ではないものを更に減らすという事自体は、私はもう少し認識を改めるべきでないかなという風に思います。北斗市を参考にというその事自体も、私はちょっと感覚がずれているんでないかなと思うんですよ。どうせ見るのであれば、同規模の人口、あるいは背景的なものを含めて実態を参考にしながら、福島町の取るべき方法という、要点は違わないだろうけれども、今の言った指導体制1つとっても、もうまったく違って、そこで先ほどOBの状況を確認したわけですよ。市役所のOBが対応しなくても出来るぐらい民間のそういう指導者が育っていて、あるいは専門的に対応するぐらいの

体制が出来る北斗市と。福島をそこで考えた場合に、私はまったく無理な状況だと思いますよ。ですから、福島の場合は逆に教育委員会、あるいは体育館なりを経験したOBを採用しながら、ある程度対応するというぐらいのことを考えないと、今まで教育委員会がやっていた事業展開も含めて、確かに指導はいらないと、管理だけで良いんだということでも、なかなかそれは色々な教育委員会関係のイベントを見ても今でも大変な、前から見れば非常に人的な不足の部分を含めて厳しい状況だなという風に思っているんですね。そこをほとんど最終的には丸投げみたいな形の中で受ける指定管理者側の方が本当に大丈夫なのかなという不安を持ちますけれども、再確認をいたします。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

今、溝部委員おっしゃるとおり、不安は私も持っております。ただ、事業者さんと話した時、1つの法人は、ちょっと今回はまだ応募できるような状況にないということで遠慮したいというお話は来ましたが、あとの2社につきましては、こういう事をやってもらうんですよという話をした中では、人集めも大変だけれども頑張って色々集めて対応していきたいという前向きな発言は頂いておりますので、無いもの言っても仕方がないので、いる中で、もしかすれば業者さんがどこかから連れて来ることもあるんだと思います。そういう意味で、私は、業者さんの活動と言いますか、事業者さんとしての営業活動の方に期待しているということで今は考えております。

それから、社会体育事業の進め方につきましては、局内でも協議しておりますので、一定程度の考え方を阿部係長の方から発言させたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（川村明雄）

阿部生涯学習係長。

○生涯学習係長（阿部孝憲）

こちらの指定管理者制度を導入することにあたって、資料の13ページの中にも、これまでの生涯学習事業の内容充実・強化及び社会体育事業の振興・普及に取り組むことを目指す方針ということの中で、生涯学習係としての考え方につきましては、今現在、駅伝大会ですとか、文化祭などの大きな事業につきましては、現在体制の中で職員みんなに対応している現状はあるんですけども、生活講座ですとか地域生活学級など、小さな各団体、サークル等に向けての事業実施が通年的に開催できていないのかなと、自分自身も仕事をしていながら思っている部分もあつたりしまして、そちらを深く掘り下げていく実施計画だとか、そちらの充実を図っていききたいという部分が1つと、社会体育事業の方としましては、新たな事業の取り組みとして、5ページの町長の考え方の方にも記載しておりましたが、福祉事業との連携ということで、そちらの方につきましても先ほど言いましたとおり、小さな事業という扱いになってくるとは思うんですけども、健康増進を目的とした高齢者向けの簡単な運動教室やリハビリ教室など、福祉分野との連携を図った事業を行って、総合体育館の利用普及を含めての事業体制の推進を図っていききたいと思っております。また、町内の指導者等が活躍できる環境づくりというのも、その福祉連携事業とも併せて対応していきたいということを考えております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

新たな部分で福祉事業云々というのは、私はそれは結構だと思うんですよ。どんどん人口減少する中で事業展開含めては、これは社会教育関係だけでなく、町政全般についての色々なイベントの状況に合わせて、コンパクトに出来るものはコンパクトにする、一緒にするものは一緒にするという方向の中で考えていくということは大事なことで、それはそれで結構だと思うんですけども、現体制そのものがどうなのかということなんですよ。ですから、分かりやすく言うと、総合体育館が出来た時点の社会体育、スポーツ関係に対する教育委員会の人的体制がどの程度であって、それが状況変化をしていく中で、現況の生涯学習全体の部分と社会体育と社会教育の配分の状況ですよ。それが私は、これも常に町長も言うんですが、どんどん人口減少の状況の中で、職員定数を削減すべきだという国の大きな方向性の中で、どんどん減らして現状になってくると。教育委員会だけでなく、全般的にその歪が今出てきている状況なんですよ。その中でも私は教育委員会の部分が、この1、2年振り返ってみても色々な問題が惹起し

ている状況が、その点にあるんでないかということも心配しているわけですよ。ただ、今回のこういった指定管理の部分は、単純にその部分だけを休日勤務の体制含めて何とかしなきゃいけないことが中心のような気がしてしょうがないわけですよ。このことで住民サービスの向上とか、そこまではちょっと無理でないかなという風に首を傾げてしまうと。効率化、それもちょうとどうなのかなということの中で、あえてそこをメリットみたいな形で示されることに少し首を傾げざるを得ないという状況です。これ以上は議論しませんけれども、平成32年度に向けてやるとすれば、一番はやはりその受ける指定管理者の事業所側の体制が北斗市並みにしなさいとは、これはもう無理なわけですけども、そこに如何に近付けるか。そして、効率化やサービス向上に向けてということをメリットとするのであれば、それを胸張って言えるぐらいの体制になるような工夫と、併せてそこに向けての全体的な管理費の検討の見直し。これは今までの部分を含めて、今回出したような資料をもう少し精査をして対応すべきだということを目指したいと思います。

それと、これは町長の方にもお話しますが、定数管理の部分含めて、今の教育委員会の体制の中で、特にこういう発想のものの中で、何年か後に全中の相撲大会をここで予定しているわけですよ。それで、かつて全中の相撲大会をやった時は、まだ総合体育館にその担当がいたわけですよ。その担当者が中心になって、事前の準備も多分、私は今の段階ぐらいでも既に各地の大会の事前の視察を3年くらい確かやったと思うんですね。その時は初めてですから、それだけかかったんだと思いますけれども、今この体制の中で、特に体育中心のメンバーがいなくて。まったくその時の経験者もみんな退職していないわけですよ。そういうことのことを考えると、どうするのかなという心配、大丈夫なのかなと。前の例を見ても、中学校の対応とか、勿論中体連の関係、本来は中心にならなきゃいけないんですけども、実際はそういう体制に学校自体がないんですね。ですから、地元の教育委員会を中心にそういう体制を整備して、何年か前から当然、大会の状況を視察しながら勉強をして準備をしてようやく、私は大変良かった大会だったなという風に思うんですけども、ただ、その状況とも変わっているわけですから、まずはその部分を何とか、本当は平成30年度でそういう体制が出てくるのかなと思ったら、まったく出てこないの、どうするのかなという心配があるんですが、これは教育長と町長に伺って、これで終わりたいと思います。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時05分）

（再開 11時20分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

3点だと思いますので、意見交換したいと思います。

まず、受ける側の体制がポイントという点につきましては、今日の常任委員会を終えて、意見の取りまとめに大体なるといいますので、それらの状況を踏まえながら、町長とも話しながら、できるだけ早めに業者さんの方に町の意向を伝えて、準備を加速させるような形で調整を進めたいと考えております。

あと、2点目の管理費の見直しにつきましては、ご意見をいただきました中で、全体の人数含めまして、どういう動き、流れにしていくのがベターなのか、もう一度事務局内で整理した後、町長、財政の方ともさらに新年度の予算に向けて精査をしていきたいと思っております。

ご心配いただきました全中の相撲大会の関係でございますけれども、前段、町長とも一定程度協議しまして、新年度予算も関わってきますけれども、できれば平成31年度には準備委員会を立ち上げた中で、必要な予算を手当した中で進めていきたいということで考えております。ただ、その段階で町長にもごっくばらんをお願いしたというか、自分の心配していることは、溝部委員ご指摘のとおり、平成15年当時の職員体制と現在ではかなり違っております。総合体育館という所があって、そこに専任の職員もおりました。それから、職員数を調べたら平成15年の4月は104名の町職員がおりました。現在、今年

度の4月が74名ということで、30名の職員が減している中で、そういう総合体育館がない、職員も減っている中で、準備委員会を作るのは良いんだけど、事務局の体制を現段階で整理するのはきついですよというお話を町長にさせていただきました。町長の考え方は、分かるけれども全体職員が減っている中では頑張っていくことしかないという話と、この指定管理者制度が順調に行きますと、平成32年度には、今、言いましたとおり、事務局長以下、担当係長の業務量も減ってきますので、そういう全体の中で教育委員会として事務局をきちんとやっていく体制を厳しいけれども頑張っていくという指示も頂いておりますので、今段階はそういうような格好で調整して、来年、新年度からこの全国相撲大会の活動に向けて準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

まず、私の方から指定管理と全国中体連の関係の2点になるのかなと思ひますので、総合的なものを含めて議論していきたいと思ひてございます。

まず、指定管理については、まさに溝部委員おっしゃるとおり、温泉の時もその話を多分させてもらったと思うんですけども、なかなか福島の場合は本来の指定管理からは少し違うんだろうと。要するに管理委託自体がもうかなり自立プランの時に絞り込めるだけ絞り込んでいる中で、なかなか余裕がないという予算の中で、反対に指定管理することによって予算が増額になるという真逆の事が起きていると。まさに今回もそのとおりの感じで、指定管理をやるメリットがあるのかというところの本筋が問われるんだと思ひます。それで、今回の場合も多分、我々としては管理を管理型の指定管理という形になるんだと思うんですよ。北斗市さんみたいに、ある程度そういう豊富な人材の中で、また、大きな予算、1億円ぐらいの予算をかけておりますので、そういった中で余裕幅があるのとは若干私は違うのではないのかなという思いがしてございますので、教育委員会として、今、考え方を整理しておりますけれども、そのところは管理委託は別にしても、スポーツ関係のところまで指定管理で急ぐことはどうなのかなということは自分自身も思っているところでありまして、あまり今の体制の中でやり切れていない事もあるのに、そのところをまた新たな方にシフトしますと、慣れてしまえば問題ないですけども、慣れる間にまた色々な問題があると思ひますので、そのところは少し慎重でも良いのかなという気がしてございます。

そして、教育委員会の体制につきましても、本来であれば今年の4月、私どもとしては、ある程度少ない中でも委員会には人的手当をして、地域おこし協力隊も含めて社会教育主事も含めて手当をしてきたつもりでありますけれども、色々イレギュラーもあつたりして、色々な形の中で現在に至つてございます。

そして、全国の中体連の関係でございまして、まさに大会そのものはやはり大変ではありますが、ただ、福島町は一度経験してございますので、多分、前の時はまったく手探りの状態で、早め早めにまずは見ておかなきゃ駄目だろうということで早めにスタートしたんだと思ひます。ただ、その体制についても体育館という中核になる所があつたので、そういった中で出来たのかなという風に思ひていますので、現在、じゃあどうなのかとなると、少しそこは厳しいだろうと。ただ、その経験値が多分、書類として残つておりますので、そのところは1つの強みとしてはあるんだと思ひますので、いくら経験してなくても、きちんと前にやった方々のものを早め早めに見ていけば、それは出来るんだと思ひますし、まさに福島の場合は色々な形でその相撲は中体連含めて、全道大会含めて、規模は小さいとは言え経験をしているわけでございますので、そこは中体連としっかり連携を取ることが大事だと思ひています。

ただ、私は反対に心配しているのは、今、宿の関係だとか、そういったところの手当。そして、まさに運営する側の人の手当ですね。先生方も当然学校の規模が小さくなることによって人数が少なくなっている。職員も当然でございます。だから、1町で今までみたいにやり切るということはちょっと厳しいのではないのかなと。やはり四町に協力を仰ぎながら、中体連と連携を図ることで対応は出来ると思ひますし、まさにそのために地域おこし協力隊も求めて、地元出身の方が1名いるわけでありまして、その辺の将来的な処遇も含めて、私はきっちりそういった方々に責任を持たせてやり切るというか、やり切らせるということも今後、将来に向けて大切ではないのかなと思ひていますので、そういった人を中心に、まずは自分たちの力でしっかりやるということを決めていけば、自ずと道は開けるんでないのかなという風に思ひてございます。あまり心配ばかりしていてもしょうがありませんので、まずは教育委員会の体制をこれから私も今年の反省も踏まえながら、少し体制強化に努めていきたいという思いもありますので、そこ

の中でこういった協力体制なり、色んな手当をしていけば良いのかは、またその辺は関係課、関係団体も含めて早めにやっつけていこうかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

教育長、1点だけ、くどくなりますけれども、3つの施設、今まで委託管理したものを1つにまとめて指定管理するということなわけですから、民間の感覚でいくと、それを3つにまとめるだけでも色んな考え方、経費節減に向けての対応というものがあるんだと思ひますので、もう一度その積算をし直して、3つ全体をまとめた段階の人的体制、その場合の管理費の設定を含めて、全体の人的体制をどう対応するかというものを検討することをお願ひしたいと思ひます。

今、町長言うとおりに、過去の経験は勿論あるんですけども、ただ、やはり全体を俯瞰して調整をする。宿泊の問題も勿論大変なものです。全国規模のもので、それも経験していると言えば経験していますが、その経験で中心になった人の方がもう現職としていない中で、ただ資料だけということにはならないわけですから、早い段階で前回の資料の点検、あるいは現況の大会の状況も含めて対応する体制として、トップとしてその全体を仕切る実行委員会なりの体制を早く整備して、問題の生じないようにしっかり対応することをお願ひして終わります。

○委員長（川村明雄）

前田教育長。

○教育長（前田勝広）

前段の3つの施設を1つにする管理になりますので、人的体制も含めて再検討ということでございます。この部分につきましては、繰り返しになりますけれども、きちんと精査をしたいと思ひます。いずれにしても3つの施設になりますので、総括できるきちんとした管理者がまず最低必要でございますし、それから新たに社会体育事業を運営する方も必要でございますし、今度、膨大な経理事務も出てきますので、それらもきちんとやれる人材ということが必要になってきます。それらと、現在、単純な管理をしている人の調整もありますので、それはこれから局の中でよく内容を詰めて、新たなもので町長の方にも説明し、必要な予算付けをしていきたいと思ひております。

それから、2つ目の中体連の関係。まさにその事につきましては、私も町長も心配しております。ただ、町長の思いの中では、それは心配はするけれども、今、言いましたとおり、ある程度平成32年度に向けては業務量も軽減することもある、それから地域おこし協力隊という人材もいる中で、それをフルに活用して頑張っていきたいと思いますので、町長とは確認しておりますので、その辺でこれから鋭意努力して平成34年度の全中の大会を成功裏に導いていくように努めてまいりますので、よろしくご理解をお願ひしたいと思います。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

以上で、調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入についての質疑及び説明員との意見交換を終わりたいと思ひます。

説明員の入替えをしたいと思ひますので、皆様大変ご苦勞様でございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時32分）

（再開 11時36分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についての調査事件に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

町では、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応するため、平成8年度から職員数の削減に取り組んでまいりました。しかし、職員数削減に伴う採用抑制の影響から職員構成の課題、年金制度の改正に合わせた再任用制度問題、臨時職員や非常勤特別職の適正な任用を旨とした地方自治法の改正など自治体経営を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。このような中で、町より職員定員管理に係る資料が示されましたので、内容を調査いたしたいと思えます。

それでは、調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

それでは、総務課関係の調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についてをご説明いたします。

1 ページ目になります。

1の職員数等についてでございます。

当町におきましては、人口減少、少子高齢化及び社会情勢の変化等に対応するため、平成8年度から4回にわたり職員定員管理適正化計画を策定し、平成26年度まで職員数の削減に取り組んでまいりました。平成27年度からは行政需要に応じた産業分野等への増員や再任用職員の増加により、職員総数は増加傾向にあります。

本年度は、平成27年1月に策定した第4次職員定員管理適正化計画（H27～H34）までの前期計画が終了することから、平成31年度から平成34年度までの後期計画を策定し、計画的な職員採用をするものです。

なお、平成30年4月1日現在の職員数は、一般職員72人、再任用職員4人の合計76名ですが、6月の町立診療所開設等に伴い、10月1日現在は、一般職員が78人、診療所の5人を含みます。再任用職員3人の計81人となっております。

なお、平成30年度の人数が76人となっておりますが、これは一般職員のうち定年退職者が3名、自己都合等で4名、再任用3名の10人が退職し、新規採用が2名、再任用2名の4名採用となったため、前年度より6名減となったのが減っている原因でございます。それを平成26年度から平成30年度の10月まで表にしたものが（1）のもの、それをグラフにしたものが下のグラフとなっております。

なお、（2）の年齢別職員構成につきましては、ここに記載のとおり、20歳から29歳が31パーセント、30代が17パーセント、40代が18パーセント、50代が30パーセント、60代が4パーセントという形になってございます。

次のページになります。

（3）主な専門職員の年齢別構成。

先ほど説明したのは全体職員数です。このうち保育士については、ここに記載のとおり30代が1名、40代が1名、50代が3名の計5名。保健師についても同様に、20代が1名、30代が1名、50代が3名という形になっています。建設技術につきましても、20代が1名、40代が3名の計4名。看護職につきましては、40代が1名、50代が2名の計3名です。

なお、その他に栄養士につきましては30代が1名、学芸員が20代となっており、主な専門職員の年齢別を記載してございます。

2の定数条例についてでございます。

現在の職員定数は、ここに記載のとおり合計で92名となっております。これは下の方に記載しておりますが、平成30年3月16日に87人から92人に変更してございます。

なお、10月1日現在の実際の職員数は、町長部局では66人、議会事務局が3人、教育委員会が10人、水道は2人、合計で81人となっております。参考までにお知らせします。

3の職員定員管理適正化計画後期計画の考え方についてでございます。

重複になりますが、現在の職員構成につきましては、職員採用等を抑えた結果、平成30年10月1日現在、年齢別職員数では50歳以上が34パーセント、29歳以下が31パーセント、約6割の65パーセントを占めており、30代が17パーセント、40代が18パーセントと中間的な職員の構成が少なく

なっております。

また、今後3年間で経験豊富な管理職クラス12名が定年退職を迎え、係長職を担う年代の職員が不足していることから、専門職員等も含め社会経験のある職員の採用を検討しております。

3ページ目をお願いいたします。

現状の事務執行体制でございますが、平成28年4月に機構再編し、町長部局7課、教育委員会1部局へ変更し、6月の町立診療所開設に伴い、定数の見直し等も行っているところでございます。

(3) 計画期間につきましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間としてございます。

(4) 一般職員等の考え方でございます。

今年度の10月1日現在、再任用を除いた78人となっております。一般職員につきましては、少子高齢化に伴う人口減少が続いており、基本的な方向性としては人件費の圧縮が必要となる一方、行政の多様化・高度化による業務量も増大している傾向にあります。これまでの退職者に応じた縮減方針を見直しの中で、現行水準を維持しつつ、緩やかな減少により、業務量に応じた適正な配置をすることで、行政サービスの水準の維持に努めていく必要があることから、平成31年4月予定の一般職員は80人を基本として考えていきたいと考えております。

②の再任用職員についてでございます。

現在、再任用職員については、全員がフルタイム職員となっております。今後も再任用職員の豊富な経験を生かし、正職員とのバランスを考え、適正な配置に努めていきたいと考えております。

なお、平成30年10月現在は、先ほど説明したとおり3名です。また、今年度末の定年退職者4名、広域からの1名も含まれますが、現時点では全員が再任用を希望しているという状況でございます。

なお、今後、平成32年度には再任用職員を全員希望した場合は11人、平成33年度の12人が一番ピークになりますが、そういう形の人数が見込まれております。

また、国におきましては、定年延長も検討されていることから、法改正等された時点での見直しも予定されているところでございます。

③の臨時職員について。

臨時職員につきましては、現在の制度が平成32年4月より「会計年度任用職員」へ大きく制度変更されることから、今年度から来年度にかけて制度設計等の準備を進めております。

なお、会計年度任用職員制度により、経費の増加が想定されているところでございます。

4の定数条例についてでございます。

現在92名としておりますが、平成32年度には再任用職員が11人、平成33年度に12人と見込まれていることから、配置等の基準を柔軟に対応するため、今後、条例の一部改正を平成32年度の制度に向けて検討していかなければならないと考えてございます。

次に、4ページになります。

後期4年間の人件費の推計でございます。

平成31年度からの4年間で再任用職員を含め検討しております。参考に、平成30年度では職員数81人で、給与総額でいきますと人件費は5億6,400万円となっております。平成31年度は先ほど説明したとおり、一般職員を80人と仮定し、再任用職員も6人と仮定し、86人で積算した結果、給料では2億8,300万円、職員手当1億5,400万円、共済費が1億4,500万円、退職手当の概算3年に1回でございますが2千万円、合わせて6億200万円となっている形です。それを平成32年度から平成34年度まで、それぞれの人数見込みを含めて記載しているのが、この表でございます。

なお、ここで共済費等の増減はございますが、再任用職員については、失業手当、住居手当、寒冷地手当が支給されないことから、職員手当等が減となったものです。支給する手当が、通勤、時間外、期末・勤勉等になっております。また、退職手当負担金も再任用職員は負担が生じないことから、こういう形になってございます。

次に、5ページになります。

職員の今後4年間の目標数についてでございます。

ここに平成30年度現在の職員数を記載しておりますが、今年度から定年退職等でした人数を記載してございます。

平成30年度の③です。診療所で5名、保育士1名の採用がありまして、職員数は82名で、一般職78名と再任用4名でございましたが、7月に再任用職員が1名退職のため、現在は一般職78名、再任用3名で81名となっております。その後、これからの退職予定数を記載したのが④でございます。それで、今年度末の3月31日現在では、一般職が74名、再任用2名で76名となっており、平成31年度は一般職では6名、再任用では4名という形で採用計画をして、来年の4月1日には現状では一般職が80名、再任用が6名の86人という形で記載しております。

以下、平成32年度、平成33年度、平成34年度は、それぞれ一般職員の退職、あるいは再任用職員の採用年数を勘案し、それぞれ採用計画を記載し、こういう形で推計しているという形でございます。

なお、コメ印の方で再任用職員の内訳、人数的なものを書いてございます。平成33年度から5年間、現在の職員は3年ですけれども、順次延びていきまして4年、5年と行って、平成33年度に今の再任用の制度が完成するという形になってございます。

コメ印の1として、平成31年度の採用は6名で見えてございますが、建設技術が1名、保育士1名、社会人2名をそのうちの4名にしているという形でございます。

なお、建設技術と保育士につきましては、11月30日まで募集したところ、建設技術に1名、保育士に1名の応募があったところでございます。

なお、社会人枠につきましては、11月21日から12月25日までが募集中でございまして、現時点では応募は無いという状況になってございます。

次に、6ページになります。

現在の部局の職員数でございます。

平成30年4月と10月の職員数、それぞれ正職員と臨時職員の人数を書いてございます。この間、採用、退職等もあった形で、4月1日現在では正職員が76名、臨時職員が35名の計111名でございましたが、10月1日現在では診療所の関係もありまして、正職員が81名、臨時職員が34名、合計で115名となっております。これは先ほど説明したとおり、職員が5名増という形で、再任用職員も1名退職で減したという形で、こういう形になってございます。

なお、地域おこし協力隊、ALT、臨時教員等は除いてございます。

以上、早口になりましたが、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時50分）

（再開 12時56分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

内容の説明が終わりましたので、質疑を行ないます。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。

説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

木村委員。

○委員（木村隆）

5ページになります。

先ほど聞き逃したので、再確認させていただきます。

平成31年度採用のうち、この建設技術、保育士、社会人枠とありましたけれども、現時点で履歴書を提出されている方は、それぞれ何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

先ほど説明しました建設技術と保育士の分につきましては、10月24日から11月30日までの募集

期間といたしまして、建設の方に1名、保育士の方に1名の募集がございました。

なお、社会人枠につきましては、先ほどの説明で11月21日から12月25日までで募集をかけております。それで、現時点ではまだ社会人枠の方は無い形ということでございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

今回の社会人枠での職員の採用する目的というのは、どこにあるんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

2ページの方の後段で、最後の3行に書いていますが、今後3年間で管理職等を含めて12名が退職していく中で、年齢構成を見ますと、その前段で30代が17パーセント、40代が18パーセントという形で、現在の発令状況から見ると、課長補佐を発令していて係長を兼務と。単独の係長が少ない状況であることから、今般の社会人枠では30歳から40歳で、係長職を採用時にすぐという形にはならないかと思いますが、係長職の発令を踏まえて、そういう形で社会人経験のある30歳から40歳の方までの方を募集しているという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

社会人枠は今年度限りなんでしょうか。それとも、今後とも考えていく予定なのか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

基本的には年齢構成が50代以上と29歳までがちょっとまだ採用を控えてきた経緯もございまして、ここ何年かはやっていかなきゃいけないのか、ただ、町村会の採用試験の合格状況等踏まえた中でその辺は、とりあえず平成32年度についても保育士を1名という形で考えてございます。あとは退職の人数、基本的にはやはり職員は現状維持の形で考えていますので、その辺は町村会の採用試験の状況も踏まえた中で、合格しないと採用職員数が出来ない形になるので、そちらを社会人枠、あるいは町村会の方の二次募集なり色んな形で考えていかなきゃいけないので、来年度も社会人枠というか、保育士の技術の方は考えています。ただ、来年度の町村会の試験の応募状況、合格状況も踏まえた中で町長と協議して、弾力的には考えていかなきゃいけないと考えてございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

2点お伺いします。

まず、3ページの4の定数条例のいわゆる再任用職員の関係が、平成32年度、平成33年度と合計で23名になるんですが、その後段の部分で人事等の職員配置を柔軟に対応するためという書き方なんですけれども、従来の手法でなくということなんだと思う。この「柔軟」の考え方ですね。今の段階で示せるのであれば、どういうことを考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

2ページの方に現在の職員定数92名と書いています。その部局ごとに定数が決まっております。それと、5ページの方には平成33年度でありますと4月1日では90人と。そうすると、90人に対して92名の定数枠が考えられるので、町長部局、あるいは教育委員会部局等の職員の配置を考えた場合、ある程度余裕がないとギチギチになりますので、それぞれの業務内容等も含めてやる場合に、いくらか定数に余裕を持っておかないと部局ごとの配置が困難になることから、今、92名で推移していますが、平成32年度、平成33年度は90人になることから、3名程度定数を見ておいて、町長部局だったり、教

育委員会部局だったり、そういう形の定数の職員配置を考えていく場合には、ある程度余裕を見たいので、柔軟な対応ということで記載してございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

もう1点は、5ページの表の下のコメ印1の社会人枠を2名、今、募集中なんですけれども、この募集の手法ですね。どういう形での募集になっているのか、できれば詳しく教えてください。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

社会人枠につきましては、11月21日に町内への各戸配付と、あと新聞社の方にはお願いしているんですけども、まだ掲載はなっていないという状況で、あと町のホームページにも記載という形でしてございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

社会人という特定で、ただ年齢的なものだけでなく、その要件的なもので従来と変わった部分というのはいませんか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

今年度でありますと、先ほど説明したとおり、受験資格については、今回の部分は福島町在住、あるいは採用後は福島に住める方。年齢につきましては、先ほど言った30歳から40歳。学歴は高校以上。あと資格としては普通免許を有する。あと経験年数が一応5年以上、民間での勤務が5年という形で、今回募集してございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

町外への募集情報の発信は、どういう風になっていますか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

町外には、新聞でのということだけしか考えてございません。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

今の溝部委員の質問で思い出したんですけども、保育士の採用について、一般質問もさせていただいたんですが、どの辺まで周知されたんでしょうか。一般質問の時には、町外の方にも新卒者ということで学校の方にも云々という話ありましたけれども、どういう募集の仕方をされたんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

保育士の関係も町内への各戸配付とホームページの記載、それと今般は大学新卒も含めて函館短期大学と大谷短期大学の方に募集要項の送付とともに、私と保育園の園長が10月に2名で、来年度も考えていますので、是非福島町で募集していますので希望する方がという形をお願いしてきました。なかなかその段階ではちょっと厳しいという状況だったんですが、今般、地元ではないんですけども、卒業生の中で興味をいただいた方が1名、大学の方から書類がありまして、1名募集があったということです。来年度につきましても、その時に伺ったら、実習した後でやっぱり地元就職したいなり、実習した所が良いと

か考えて、できれば9月ぐらいまでに募集の案内をいただければ、そういう希望者がいれば学校の方では考えたいということでございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに質疑ございますか。
（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
次に、説明員との意見交換を行います。
木村委員。

○委員（木村隆）

基本的には計画の人数で推移していくんだろうなという解釈で捉えております。そういう中で、社会人枠の関係になるんですけども、結局、会社勤め等の経験が5年以上で30歳から40歳ということなんですけど、実際どういった人材が欲しいのかというのが明確にピンと来ないというか、社会人枠を以前やったのが佐藤町政の時に、その時は2名採りました。その時の考え方と基本的には何か同じなような気がするんですけど、例えば民間とかだと、3次とか4次まで本来は試験があります。つまり、論文をやって、集団のディスカッションとかやるわけですよね。それで最後に個人面接という形で、芽のありそうな人を探るんですけども、どうしてもそういう形ではなくて、論文と面接のインスピレーションみたいな形で採らざるを得ないと。でも、本来、新人でなくて中間職を採るのであれば、やっぱりこれから引っ張っていく人を探っていくかなきゃいけないわけですよね。こちらの年代の職員が不足していて、これから社会経験のある管理職クラスがどんどん減っていくという先ほどの説明ですから、何かもう少し簡単に採るのではなくて、多分、溝部委員は広く募集しなさいというような話をするんじゃないかなと思うんですけども、ホームページと言ったって、ホームページを頻繁に見る人なんてそうそういないですから、北海道とか全体に広がるような人材の募集の仕方はないものかなと思っているんですけども、どうでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

前回に引き続き、今回、社会人枠は2回目ということです。ただ、他町を見ますと、1ターンだったり、Jターンだったりに特化している町もございます。あるいは自己アピールをやってという形で、今回の分につきましては、一応前回と同じようにホームページと町内の各戸配付という形で、試験の内容につきましても、履歴をいただいて、論文試験をやった後に個人面接という形で今回は考えたところです。全道的にするという意見があれば、それはハローワークに出すなり、あるいはもっと期間を延ばした形ということも考えられるかと思いますが、うちの方の今回の試験にあたっては、町村会の採用試験の合格状況も踏まえて内部で協議した形で、今般、先に建設技術と保育士については早めに募集したと。そのあとの結果を見て、今回社会人枠の形も募集した中で、今後、来年度の時はそういう形も踏まえた中で、時期、あるいは募集の方法は検討する事項かなとは考えてございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

確かに町村会の合格状況というのは分かるんですけども、町村会の試験そのものは多分30歳以下ぐらいの若い人しか試験を受けられないはずですよ。そう考えますと、その町村会の試験状況を踏まえてしまった場合に、多少人数は前後するかもしれないですけども、この年は社会人枠あるけど、この年は無いんだよというアンバランスさが出てきますよね。だから、どうせ始めるんだったら3年ぐらい続けてやってみたらどうですか。それぐらい今、この30代、40代というのがいなくてという話をしているわけですよ。だから、その辺のイメージが今の状況だと出てこないんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

町村会の試験でいきますと、初級が高校生から20歳。今、学歴でなくて年齢でしてしまして、上級で

あれば31歳以下、初級で該当しない方がという形の中で、それ以上の31歳以上については町村会の試験等では採用の試験は受けられない状況でございます。それで、今般はそれ以外のということで一応40歳から30歳という形で社会人募集はいたしました。ただ、基本的に職員の採用につきましては、従前から町村会の試験を主体に考える。専門職については、それぞれ個別で案件を考えて、保健師であれば国保連合会への依頼なり、そういう形でやっていました。要は、町村の職員採用試験の採用如何で、採用予定数にならない場合は二次募集含め、あるいは社会人枠でやるという形。ちなみに去年も町村会の方の二次募集というか、他町で合格にならなかった方の面接も行ったんですけども、結局、採用に至らなかったという形もございまして、今年度につきましても合格者が採用予定より少なかったという状況から、町長の方とも相談しながら、今回、社会人枠の係長職も含めて、そういう形で次年度以降も管理職等の退職が続くことから、今回、社会人枠を2名募集したというのが経緯でございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

今、課長の答弁の中で、その町村会の試験の合格者が少なかった。もう二次が終わったのか分からないですけども、少なかったという話をされましたが、何名ほど一次で福島を希望された方いらっしゃったんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

うちで募集した内容しか分かりませんが、今、町村会で取りまとめて合格した方のみしか来ない。それ以外の方は基本的に情報提供がないので、うちの方から確か4名出しましたが、結果的に福島町を第一希望の方は1名の合格だったというのが今年の状況でございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

社会人枠で採るということには反対はしませんが、やっぱりどういう人材を欲しがるといことは、きちんと考えてほしいと思うんですよね。その辺がきっと知内なんかはモヤっとしたくないから一芸とか、そういう形で採っているんでないのかなと思うんです。あとは採用する側の基準ということになると思いますけれども、その辺もし町長の方で考えありましたら、お伺いしたいなと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今回、なぜ社会人枠を採るかということは、この資料を見ていただいても分かる通り、中間層が圧倒的に少ないわけですね。実質的に今、本当の単独の係長と付いているのは1人、2人の世界であります。本来であれば、役場はもう係長が中核となって仕事をする。私は過去の経験から行けばそうだと思いますので、我々はその係長職になれるような人材を採っていきたくということで、今回、社会人枠をスタートしました。私は決して、町村会の試験の浮き沈みもありますけれども、ただ、今、長い目で薄い所に配置をしていかなければ、結果的にずっとそこが空洞化したような状況になりますので、そこはきちんと実践戦力になる者をできれば採っていきたく。ただ、私がない際に社会人枠をやって、私もちょっと見させていただきましたけれども、やっぱり難しさもあります。なかなかその人をきちんと見抜けるかと言うと、大体もう過去の経歴なり、そういったものを見て短時間の間に面接という形になっていますので、私は少しそこを変えて、担当の方にはできれば前と同じような事はしないでほしいなということでお願いをしていますけれども、やはり本質を、やっぱりおぎなりの面接では、やはり相手も構えてくるわけですよ。そうすると、大概の受け答えだけで、本当の底根と言いますかね、そういったのが見えるかと言えば、なかなか厳しいわけで、私は面接官ではありませんけれども、オブザーバーで入ってちょこちょこ横槍を入れるんですが、そうするとやっぱりびっくりするわけですよ。そういった時の反応と言いますかね、やはりちゃんとしたものを持っていけば、そういった受け答えも出来るんだと思います。なるべく私ではできれば今まで総務担当の課長と副町長クラスでやっていたけれども、できれば財政、企画含めて、係

長を少し多く配置して、なるべくそういったディスカッションをさせることによって、その人の考えているものとか、そういったものをきっちり導き出して、結果的にそれで即戦力にならなければ本当に困るわけですね。ある程度もう年齢を達してきて、役場に慣れるのに3、4年もかかるんじゃないかと我々としてはちょっと困るわけです。システムに慣れるには1年ぐらいあれば出来るわけですよ。ただ、民間で培ったものをすぐ役場として実践できる、やはり民間と公務員の違いがありますので、多少1年ぐらいの慣れの期間はあるんだと思いますけれども、30代ぐらいまで民間できちんと仕事をしていれば、役所に来てても何ら私は問題ないと思っていますので、そういったものがきちんと面接の場で明らかになると言いますかね、そういったものを見抜けるようなものの仕組みを作りながら、なるべく良い人材、空振りのない人材を採っていきたいと思っていますので、今年はそういう時間があるかどうかは別にしても、方向性としてはそういう形で1名でも2名でも、ある程度の枠を設けながら、3年、5年のスパンで埋めていかないと、この表のとおり大体14、15人しかいないわけですよ。2つの層を見ても30人いないわけなので、そのところを3人なり5人という形で埋めていかなければ、歪というのは無くならないと思っていますので、その間に多分20代の方々が今度成長してきますので、そういったものでまた補う形にはなるんだと思いますけれども、まずそういったものをしっかり町としても、今、木村委員おっしゃるとおり、やっぱり採る側がしっかりした考えを持って採らないと、受ける側にも私は失礼だと思いますので、そのところは町としてもしっかり方針を持ってやっていきたいと思っています。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それにしても今現在ゼロ人の状態ですので、もう少し広く周知できるような仕組みを作らないと、ディスカッションもできません。ですから、課長の方で新聞で早く出してくれとかじゃなくて、もしかしたら違う所に就職したいという人もいるかもしれません。そういう中で福島町役場というものを選択する人もいるかもしれませんので、もう少し広い募集の通知みたいなのを職安でも何でもいいですので出していきたいなと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

そのところはなかなか担当の段階では言い切れないんだと思いますけれども、今、色んな形で民間の力ってあると思うんですよ。多分、それを専門にやっている会社もあるやに聞いていますので、例えばどの程度の予算がかかるか分かりませんが、そういった媒体を利用して募集するのも1つでしょうし、ハローワークもなかなかやってもそんなに広がりがないんだと思いますので、そういったものを生業としている業者さんが多分あるんだと思いますので、そういった力を借りるというのも1つの手ではないのかなと思っていますが、そのところはまた、じゃあすぐやりますという話にはなりませんので、来年に向けて少しその辺は今回の反省も踏まえながら、まずは徐々に今回やりますので、その経過も踏まえながら、少しずつ進化させていければなと思っています。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

そうですね。確かに今、ネット全盛時代ですから、もうネットで皆さんそういうものを周知するんでないかなと思いますので、ハローワークじゃなくてネットの方で募集した方がよろしいかと思います。まず、その辺で終わりにします。

○委員長（川村明雄）

そのほか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

まず、人事等の職員配置を柔軟にと。柔軟の意味は私が考えている柔軟とちょっと違って、総務課長の言う話であれば、従来と何も変わらなくて、その段階になったら改正すればいいというだけの話なのかなという風に思うんですが、私は逆に、今も議論の中に出ているように、管理職なり、係長になる人材が足

りない状況なわけですよ。そこに今の再任用の部分はどう対応するのか。今の形でなければ法的に駄目なものなのか。本当に再任用する職員は管理職の経験する者から相当年数経験をしてくるわけですから、私はもっと有効に活用する方法を、そういった部分の柔軟かと思ったんですが、なかなかそうではないのかなという風に思います。

それと、特に保健師の部分ですね。これはどんどん経験者が退職の状況に近づいていく形が出てくるんですけれども、その部分についてもさらに再任用の中で対応すると。募集してどんどん来るという状況ではなかなかないだと思いますし、できれば町の出身者で来てくれることが一番望ましいんですが、なかなかそうならないとすれば、その保健師等の再任用については当然その部署での対応、あるいは再任用期間が終わっても、今、特に病院の看護師含めて、保健師の部分についてはなかなか新規の採用というのは難しいと思いますし、今、病院等の状況を見ても、そういった潜在的な資格を持っている人を再雇用するというにすごく力を入れているわけですから、そういった意味では再任用期間は勿論、再任用期間を終えた後も有効に経験を生かしていくということは考えるべきなんだという風に思うんですが、その柔軟なという部分で今言ったような話の考え方については、いかがでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

私は、定数のことで柔軟にという形で、定数で配置する形では、柔軟な対応するためにはある程度の増が必要と。あと、その再任用の関係。今、再任用制度でいきますと、1級、2級でうちは規定してございます。している所では3級、4級にして、ある程度の給料を出してやっている所もございます。ただ、うちは最初は1級の再任用ということだけだったんですけれども、その後、管理職等の場合も含めて、2級までの再任用職員をして、今は主査発令。管理職を経験した方については2級での張り付けで主査発令、それ以外の方については1級での発令という形でやってございます。ただ、今後の定年制の延長もありますので、どういう形がいいのか分かりませんが、その辺はまたそれと絡めての形になるのか、あるいはまた再任用が終わった後でも臨時職員として働いてもらっている方もございます。その辺は職員の採用を考えた中で、経験を含めた中で配置なりは努めていきたいとは考えております。私の方から答えられるのは、この程度だと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど柔軟なというところについては、私は色んな意味での使い方をしているので、あれだと思いますけれども、定員管理だけを考えると、多分、町長部局といつも不都合になるのは教育部局が、どうしてもギチギチにしますと人事の柔軟性がなくなると言いますか、先ほどの議論の中にもありましたけれども、教育委員会に力を入れたいんだと言っているにもかかわらず、多少余裕を持っておかないと、一般職は少し幅がありますので課の横断とか色々出来るんですけれども、そういった意味での使い分けをしているのもあります。あと、全体的な柔軟という意味では、今、制度が大きく変わろうとしていますので、できれば私はその再任用を上手く使う方法とということで、なるべく退職される方も相談しながら、力を貸してほしいんだと。ただ、やっぱりモチベーションの関係もありますので、単純に今まで管理職をやった方々が窓口に行くとか、そういうのはやっぱりどうなんだろうという思いがあって、なるべく独立したような仕事の中で少しモチベーションを持っていただいて、フルタイムとは言っても給料がずっと下がっていますので、そういった中であまり無理のない程度でということをお願いしてきたんですけれども、やはり中身は、多少そこに負荷がかかると、だんだんやっぱり定年して少し一回モチベーションが下がりますので、今回みたいに途中で申し訳ありませんという方もいらっしゃるんだと思います。

ただ、私の考えとしては、今の定年制を見据えますと65歳というのがもう確実に延びる期間でありますので、できれば再任用を終わっても65歳までは嘱託なり色んな形で協力をお願いする。本人が再任用でどうしてもいいんだと言うのであれば、私はそこは無理してお願いはしませんけれども、できれば今こういった状況で人が足りないという状況がもう明らかに見えていますので、なかなかそうは言っても正職員を採用できないという辛さもありますので、そこを再任用という形、また、今度、臨時職員も少し待遇が改善される制度もありますので、そこをなるべく上手くしながら、全体で仕事をこなしていくという

形にしていけば良いのではないのかなと思っていますので、そういった意味での柔軟性を持った考えをしておかないと、今、まったく職員だけで硬直した状態ではないんだと思いますので、だから、そこを制度を活用しながら、なるべく町独自の使い方と言いますかね、そういった発想も柔軟にしながら、今この厳しい時代にどう対応していくかという部分は我々も問われているんだと思いますので、あらゆる制度を活用しながら、さらに今みたいに町独自の上乗せをすることによって、その職員がより今まで培ったものを活用していただけるようなものを、これからもやっていきたいなという風には思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

18歳から20歳ぐらいで奉職して、約40年間経験をするわけですよ。今、どの部分が足りないかという議論をしていますが、係長クラスとか課長補佐クラスみたいな段階なんですよ。そこを目指す方よりも間違いなく経験をしているわけですし、足りない部分については特に自分が担当した状況もあるわけですから、それを有効に使わないで、そこまでモチベーションが上がっていたものを給与体系でモチベーションを下げてやる気が無くなってみたいなそんなことよりは、あえてそういう状況のものをモチベーションを高めて維持して対応するというこの手法をこの際、考えてみた方がという風に思うんですよ。先ほど総務課長が3級、4級という考え方。確か私どこか視察した段階で、先頭になって一生懸命説明した方が再任用の職員でというケースがありまして、これはやっぱり対応の仕方が。ですから、どういう職責がいいのか。管理職というわけにも行かないんでしょうけれども、管理職に準ずるような形のポストも考えて、そして、その対応をしなきゃなかなか社会人枠で募集しても来ないと。係長もそこまで育たないという部分では、そんな人材がもういっぱいいるということになりますよね。ですから、今の状況を見ても、私が見ている範囲ではもったいないなという感じがする再任用の職員もいっぱいいますので、そこを有効に使う方法を是非考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それと、社会人枠の部分ですが、木村委員言うように、今までと募集の仕方が何も変わらないわけですよ。ですから、できるだけもっと範囲を広げることが1つと、それからこれも従前から言っているように、今までの社会人枠の状況、あるいは協力隊の関係とか含めてやると、どうも町出身者でなくて町外から来た方の部分については、前段の試験の状況を含めても、なかなかその先々までも予測できるような試験の仕方もししていないわけで、採用してみたところがなかなか思ったように行かないという状況ではないかなという風に思うんですよ。それで、前にも言っているんですが、地元出身者のIターン、Jターン、Uターンというものをずっと言っているわけですよ。ですから、こういう社会人枠みたいなものがあつたら、札幌の福島会、あるいは東京の福島会、毎年会って話をすると結構優秀な若者もいますし、こういう若者が福島に帰ってくればなみたいな事も考えるんです。それは簡単には行かないんだという風に思いますけれども、この情報を提供するというのも大事なことでないかなと思うんですね。もちろん地元配付するわけですから、その家族の方が見て、町出身の外で働いている方に連絡をするということもあると思うんですけど、それよりやっぱり直接町側の方がそういう方に訴えていくみたいなことが、一遍また福島の事も考えてみるという機会になるんでないかなという風に思います。そういった部分で考えると、さっき木村委員言ったように、単発ということではなくて、何年かこれは集中してやってみると。その成果を見ながら、また色々考えていくと。福島出身で札幌福島会なり、東京の方の北海道福島会に所属するその年代の方の状況もある程度分かるわけですから、そういう方々に対してそういう情報を、どうですかこの機会に考えてみてくださいみたいな仕方で一報情報を流すということも、これは逆にそうするとある程度出身者の方ですから、それは町外のまったく分からない方よりは福島の事もよく分かるしということになるんでないかなという風に思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

社会人枠については本当に色々な形でやっている町村もございましてけれども、それぞれ首長さん方に聞くと悩みも色々あって、なかなか良い人もいれば、失敗したという方も実際にいるわけですね。ただ、今、溝部委員おっしゃるとおり、やはり故郷出身の方でも、私もふるさと会だとか色々な形の場面で若い人達と会うことがありますけれども、やはりできれば仕事があれば故郷で仕事をしたいという方も結構いらっ

しゃるんですね。ただ、今、場所がないから都会に住んでいるという方がいますので、確かにふるさと会なり、そういった方々に情報発信するのも1つでありますし、また、先ほど言いましたとおり、やっぱり即実践として使わなければ、なかなか反対に使いづらい職員になってしまうと言いますかね、本来、年齢的にいくと係長職なんですけれども、なかなかそういったのが慣れないと係長職になるのが遅くなるのか、もう40歳になってから係長を拝命させていただくという形になれば、何のために雇っているのかわからないと。やっぱりそこで難しいのは、面接試験だけではなかなかその素性が掴めないと言いますか、ただ、故郷であれば、やっぱりある程度の人格なり、そういったものは分かるものだと私は思うんですね。やっぱり一番職員として大切なのは、その優秀さもさることながら、人柄だったり、本人が持っている性格とか、そういうものが最終的に長い公務員生活に耐えていけるんだと思っています。だから町外の人が駄目ではないんですけれども、なかなか短期間の面接では推し量れないところが結構ありますので、そういったものも含めて、まずは総合的な判断をしながら、とにかく色んな情報を出すことによって優秀な人材に辿り着くんだと思いますので、あまり窓口を狭くしてやるということではなくて、ただ、今回は我々も久々という言い方は失礼ですけれども、何年か振りにやりましたので、事務対応もちょっと足りなかったんではありますけれども、今年1年ということではなくて、きっちり今回の反省も含めながら、この結果、どういった方が来るかによってまた違いますけれども、なるべく1人でも2人でも空振りのないように、来たらすぐ良かったねと言ってもらえるような職員を採用できるように努めてまいりたいと思いますので、今日色々頂いた意見をまた次回にすぐ繋げて、やっぱり継続することによって制度というのは効果が生まれてくるんだと私は常々思っていますので、そういった意味で色んな形で、試行錯誤にはなるかもしれませんが、色んな多様な意見を頂きながら、少しでも良い職員を採れるような仕組みを作っていきたいと思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今みたいに募集が全然来ない状況で、来ました良かったねなんてことは、それはもう本当に稀な話で、いつも言うように就職の対応の時期から全然ずれて、来年度に向けてのものであれば良いんですけれども、社会人枠みたいなものということになると余程慎重に対応しなきゃないですし、その点やはり私は地元出身の伝手をきちんと有効に活かしてということだと思えますよ。ですから、今回はもう日にちがないわけですけれども、今回もし無い場合においては、次年度に向けても札幌なり東京の方にそういう情報を流して紹介をいただくということも必要でないかなという風に思います。それから、全国的な募集の手法みたいなものがあって、所によっては教育長を全国募集すると。そういった中で対応しているという所も、市町村の規模では無いんですけれども、そういう状況もあるわけですから、管理職に的を絞って本当に面接もしっかりして、それなりの条件を付けて募集するというのも有りかなと思う。ここまでなかなか大変だ大変だと。大変な状況が何年も続くわけですから、そういうことがあるという風に思いますし、それともう1つは、やはり私はこれも前から何度も言っているんですが、実際に採用した後の研修の体制はもう一回見直して、原課の対応、全体的なもの、臨時的な対応を含めて、しっかり係長、あるいは管理職に向かって育っていくような手法をもう一度検討し直すべきだと思います。その部分がきちんとしていないことも、今の現状、大変だという部分の1つだと思いますので、その辺について伺って終わります。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

できれば我々も都会で働いている地元の方々が帰ってきていただくのが一番有り難いと思いますので、そのところは先ほど言いましたとおり、広く求める方法がどういふのがあるのかはまた検討として、ただ、やはり地元にしっかり町として社会人枠を採用しているんだというのが伝われば、多分、今回も1人おりましたけれども、実際こっちにいらっしゃる方から連絡が行って、こういうのがあるよという伝わりがあるんだと思います。だから、それは単発でやるとそういうのがもう途絶えてしまいますので、早い段階から役場としてそういうのをやっているというのがあれば、親元さんなり色んな形で実際受けてみたらどうだということもあるんだと思いますので、そのところはなるべくそういったものが発揮できるようなものを我々としてもやっていきたいと思っています。

そして、研修の問題でございますけれども、私が就任してから色々な形で少し研修も見直させていただきました。北海道へ対する研修、また、長崎・木曾に対する研修、さらには海外という形で、今までみたいには町村会の研修だけで、ただ講師の聞きっ放し。聞きっ放しではないです。最近色々な事もやっているんですけど、ただ、その中でじゃあ実践向きの形が整えられているのかというと、これはあくまでも基礎作りでありますので、やはり色々な多様性の違いを見ることによって、私はその職員が育っていくんだと思いますので、今回も従前やっておりました町外研修というのを職員4人ぐらいで固まって、例えば課長補佐、係長、係のその職種の違った方々がまず自主的に何を勉強したいんだということを自分で企画しながら対相手にもということで、今回は総務省の方に行ってきたらしいんですけども、そういったものをやっていくことによって、職員もだんだんそういう意識が芽生えてくるんだと思いますので、あまり従来のマニュアルに沿った研修だけにしないで、今回、北海道なり海外に行ってきた方々も、やっぱりそれぞれ意識が変わったということを広報なり色々な形で多分発しているとは思っていますので、そういったのがまた職員に伝わっていけば、自分も今度行ってみようという気が起きるし、自ら手を挙げてそういったものにチャレンジする職員が出てくるんだと思いますので、なるべく職員のやる気なり、そういったものをまず優先できるような研修に努めてまいりたいと思っております。

○**委員長（川村明雄）**

ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（川村明雄）**

それでは、ないようでございますので、以上で、調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

続いて、調査事件6に入りたいと思います。

次に、調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについての調査事件に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

町では、昨年12月に当委員会に町内会館の再編計画を示し、総合計画の変更、予算計上の手続きを経て、今年度、吉野・豊浜・宮歌・岩部の各地区会館の建物を解体し、豊浜と岩部に新たな建物を新築しています。

このような中で、町より「町内会館等管理方針の見直し」に係る資料が示されましたので、内容を調査いたしたいと思えます。

それでは、調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

工藤総務課長。

○**総務課長（工藤泰）**

それでは、7ページをお願いいたします。

調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについて。

1、管理方針見直しについて。

（1）として、背景と目的でございます。

各地域の町内会館については、昭和40年代の青函トンネル工事時代に様々な制度を活用し、町が主体的に町内会館の整備を行ってきたところであります。

この町内会館は、町が建設した財産であり、本来、町が主体的に管理すべきものでありますが、これまでの管理形態については、町内会へ管理委託しており、施設運営費を町で全額負担している施設と町内会で一部負担している施設がございます。11ページの方にそれぞれ書いてありますので、後ほど説明いたします。

このため、町内会の負担の均衡を図る観点から、平成31年度より管理運営費のほぼ全額を町予算により負担することで、基本的な管理方針を見直すことといたしました。

また、平成30年11月6日には、町内会館等所在町内会長等との説明会を開催し意見をいただいたところ、町内会の意見に沿った管理方針の見直しを進めるべく整理してございます。

このような状況を踏まえ、町では町内会館の再編等に併せ、これまでの用途に沿った管理条例を集約するとともに、使用料のあり方についても見直しすることとさせていただきます。

(2)として、これまでの管理方法等でございます。

アの負担区分については、これまで大規模な修繕等は町、小規模修繕及び維持管理費等は町内会で負担するよう委託契約の覚書で取り交わしてございます。

イの管理運営方針については、町と町内会が管理委託を契約しました。また、使用料についても、施設使用に係る許可及び使用料の徴収も町内会で行っている状況になります。

ウの使用状況につきましては、町内会の利用状況につきましては、従前の形態が時代とともに変化しており、町内会行事や葬儀等の使用頻度が高くありましたが、近年は町主催の行事等が多くなっている状況でございます。

エとして、管理運営費用の負担について。

現在、町では、会館の管理運営費の補助金として、電気料が75パーセントと水道料の基本料全額を町内会へ補助してございます。そうしたことから、町内会での実質負担は電気料の25パーセント、ガス代の光熱水費及び冬期間の灯油代等が主なものとなっております。

(3)として、現状と課題でございます。

重複になりますが、アの運営費負担については、小規模な町内会においては、電気料や水道料など、会館の維持費が重荷になっている状況が見受けられます。水道の休止等の対策をしている町内会もございません。

今後、ますます人口減少が進んでいく中では、小規模町内会における運営の健全化が課題となっており、また、町内会における負担に係る不均衡の解消、町で持っている施設もございますので、その辺の解消が必要となっております。

イとして、関係管理条例の統合。

町内会館の管理条例につきましては、建設当時の補助制度により、ここに記載の6つの条例等でそれぞれ規定してございます。ただ、これらを今後の今回の方針に合わせて1つの条例に統合するものと、従来どおり単独で公営住宅等はそちらの方でまだ制度でございますので、そのまま残すという形で整理したいと考えております。

9ページになります。

ここに基本的考え方ということで、8ページの方に書いています1から5については一本化して、仮称でございますが、町内会館管理条例としたいと。

6の公営住宅の関係、新栄町の集会所は従前どおり、このままで維持したいという風に考えてございます。

(4)新たな管理方法についてでございます。

アとして、今回の再編計画により町内会館を2つの町内会で共有するなど、新たな管理手法が必要となっております。また、新たに建てる会館につきましては、面積が縮小されたことにより、活用方法なども限定されたものになってございます。

管理の委託方法につきましては、各町内会と町が管理委託契約を締結することとしたいと。また、町内会館を統合した町内会においては、管理可能な町内会1つと、仮に宮歌・豊浜であれば宮歌、松浦・吉野であれば松浦という形で考えて、それぞれの町内会の委託料を支出したいと考えております。

なお、管理委託料については、年額1万5千円、現在は1万8,600円の基本料がありまして、そのうち4千円を使用料として頂いていますので、実質、町内会の方には1万4,600円が入っているような形で、基本的には1万5千円を考えていきたいという風に考えてございます。それに消耗品の分を上乗せした形が必要かなと現在では考えてございます。

イとして、これまで施設の小破修繕実施については、町内会で負担しておりましたが、今後は町において負担していきたいという風に考えてございます。

(5)使用料の考え方でございます。

各管理条例において、生活館等の利用は基本的に無料、町内会員等が使用する場合は無料となっておりますが、私用に属するものは使用料を徴収し、運営費の一部に充当してございました。

ただ、今後につきましては、年額4千円の部分は町内会としては有料としての利用がないことから、無料としたいと考えています。ただ、私用の部分は従前どおり有料としたことで考えていきたいと思っております。

10ページになりますが、葬儀についてもお寺等の使用の関係から、これも従前どおり有料としたいと

考えております。また、営利も同じでございます。

なお、今後の条例制定については、再度協議していきたいと考えてございます。

2として、町における費用負担についてでございます。

平成24年度から町内会館の運営補助をしてございます。電気料と水道料に補助をしているところでございます。今回の見直しにつきましては、運営費の負担に係る不均衡を解消するため、町が運営費を全額負担するという形になることから、最終的にはこの部分は助成金は無くなる形かなど。それで町費で全額負担したいという形で考えてございます。

(1)として、現在、平成29年度の各町内会館から使用した運営費の支出状況。これより若干増えると思っておりますが、全体では140万円程度かかっていると。町の補助金が74万円程度なので、残りの68万円程度が全額見た場合に増えるのかなど。ただ、これに今回含まれていないものもございまして、これよりはまだ増えていくのかなという風には考えてございます。

(2)の平成31年度予算措置につきましては、これまでの町内会館の補助の関係が1月から12月、町内会の会計が1月から12月の関係上、平成31年度の運営費補助金については、3カ月分が平成31年度も必要かなど。4月以降の部分は、町で持つとすれば、その分の全般的な光熱水費、燃料費、修繕費等全会館分を見る形で予算が科目も増えるし金額も増えるような予定となっております。

11ページの方に現時点での町内会館の一覧表を書いてございます。松浦から、既に解体になっている施設もございまして、○の付いているものが従前一部町内会で負担している施設という形で、既に改修している松浦から16の三岳2町内会まで記載してございます。17の福島4の漁村環境改善センターと18の千軒の活性化センターについては、全額それぞれの担当課の方で経費を負担しているという形でございます。

また、岩部の交流センターにつきましては、企画の方で現在建ててございますが、単独条例として考えているところであり、それについても再度、議会の方に協議していく予定となっておりますのでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（川村明雄）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。

説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

木村委員。

○委員（木村隆）

11ページになりますけれども、今、1番から16番までという課長の説明の中で、新栄町さんは○が付いていないんですが、これは8ページの条例の統合についてとどう違うんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

私の説明で漏れたところがあります。ここに書いているのは、14の新栄町の会館は公営住宅の補助で建てているものですから、下の方に番号に○が付いているのが町内会館等の条例改正が必要ということで、①松浦町内会から⑩三岳2町内会、新栄町は除きますが、この14については1つの条例として今後やっていきたいということで、新栄町は公営住宅の方の補助で建てているので、8ページに書いてございますが、今後、1から5までは1つの条例としていきたいと。ただ、6の町営住宅の関係の部分は、現行の条例は維持したいということで○が付いていないということでございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

8ページの(3)のアの運営費負担の2行目の後段から3行目の部分まで、水道休止などの対策を講じるなどと。ということは、水道を使っていない所があるということの意味でしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

ここに書いているのは、基本的に水道を休止しているという状況で、休止して使う時だけ開けてもらっている町内会があると。基本的に基本料がかかるんです。そうすると、その期間はかからないので、例えば8月の一時期だけ使うとか、普段は使わないので水道の方に言って休止していただくと。その部分がかからないので、その使った月だけ払うような形。補助はしているんですけども、町内会としてはそういう風になっている町内会もあるということで、ここに記載したことでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

どこの町内会と言わないのであれですけども、町内会館ですよ。町内会館で町が管理していて、全額町が払って、それで水道を止めているという意味が分からないんですが、どこですか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

水道料の基本料なので、例えば8なら8以上の分まで、町内会で平成24年から補助していますが、その前から例えば休止していてこういう風になっている所、補助したんですけども、水道料は基本料しか補助していないんです。だから、基本料以上だと町内会の持ち出しになるものですから、そこをしている町内会が現実的にあるんです。私の知っている範囲では、塩釜町内会、浦和の比較的少ない所がしているという状況で、浦和と塩釜がそういう形になってございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

あと、今回の改正で新栄町の会館が公営住宅の関連で建てたから外すんだと。それから、上町の会館ですよ。ここと、それから千軒が入らないと。併せて今度できる岩部も入らないということなんです、まず現況あるこの3つの部分、それと岩部の新たな部分が前と同じだとすれば、この条例の内容は、今、考えている改正する内容と同じ状況だということでもいいですか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

まず、17、18は、それぞれ全額町費で現時点で予算措置していますので、経費的なものも既に町でしているので、ここの部分はそのまま行きたいと。それで、岩部についても町で改善センターを解体して交流センターという形の中で、今、町で全額負担するという方向で考えているので、これも別枠で考えた。それ以外については、今まで松浦とかの部分については一部町内会の方で支払っているの、今回、生活館、あるいは母と子の家とかを町内会館等に一括して管理条例も1つで行きたいと。ただ、中身につきましては、今回、宮歌・豊浜でいきますと大きい部屋1つとかありますので、使用料等についても個別にしているものを1箇所当たりいくらかという形で今は考えておりますので、今回、一本化はこういう形にしたいと考えております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

新栄町の分の話が出ないですけども、要は現行のとおり変えないというところの町側の対応ですよ。町側の対応が、今、新たに考え統一して作る条例の内容と一致するということがいいんですか。基本、全額町内会の負担が無くなるということでもいいんですか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

そういう形で考えてございます。新栄町についても条例はこのまま行くんですけれども、町の方で予算措置はしたいという形で考えています。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

また言うんだけど、緑町の会館だけが解体予定と。その後において何ら無いわけですよ。これは私も同級生の町内会長と話し合いがあまりないんですけれども、その辺どういう風になっているんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

ここである程度想定している段階で、ここに書いてございませぬが、丸山も一応解体予定とはしてございませぬ。ただ、年度は別です。再編計画をした段階で、白符も改修するとすれば5千万円程度、丸山も1,800万円程度かかるという形の中で、これは解体ということで丸山の方は整理してございませぬが、ただ、ここに記載しているのは、ある程度こういう方向という形になった、空欄の所は確かに、新栄町はこのまま残る形、浦和も平成2年度ですのでこのまま。丸山がちょっと載っていません。一応町の方として説明をした段階では、丸山も後期の中では解体の方向ということで説明はしてございませぬ。丸山の方はそういう形で考えてございませぬ。

緑町の事で言いますと、緑町については本来、平成31年度で解体予定でございませぬが、町内会と協議したところ、その辺の代替も含めて方向性がまだなので、年次を先送りということで町内会長の方と協議した中で、今回、後年度解体予定ということで記載している状況でございませぬ。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

年次先送りというのは、どういうことなのかちょっと意味が分からないんですけれども、何回か言っていますけれども、今の状態はきっと見ているんでないかなと思うんですが、大広間というか、あその壁の状態が、少しのお金をかけて直したと思う。だけど、それがすぐもうまた冬のうちに、雪が落ちない状況なのか、水が壁に入ってきている段階なのか、それで壁が剥げて取れて、また真っ黒い壁が出てきているんですよ。そこで年に何回かですけれども、町内会の何かがあって会員が集まるという状況がある。今年でないですよ。後年の解体ですから、じゃあそれはどういう風になっていくのかというような、この見通しが立たないということでしょう。他の所はなんとか次の段階が見えてくるんですけれども、うちのこの状態というのは見えてこないだけけれども、どういう風になるんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時05分）

（再開 14時17分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは答弁から、鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

緑町の会館について質疑をいただきましたので、お答えしたいと思います。前にも平野委員の方から説明をいたしましたけれども、緑町の会館については、現在の建物を壊すという方針は町では変わってございませぬ。そのあと建てるということはないと。できれば我々としては福祉センターを使って、緑町が一番近いですから、福祉センターを活用していただきたいということでお願いはしているんですけれども、町内会としては年に1回お盆の時に皆さんが来て会館を使いたいんだという声があって、そのところがなかなか合意に至っていませんので、それでは現在の建物がすぐ壊れるわけではないので、今、決ま

るまでの間は使う形をお願いしたい。ただ、町としては将来壊す物にお金はかけられませんので、そのところは多少その使い勝手が悪いとか、よっぽど底が抜けたとかであれば別ですけども、そういったところは少し我慢をしていただくということで、会長さんの方にはお願いをしています。それである程度、町内会と町が納得感を得られれば、解体するのを早める可能性はありますけれども、今のところそこがまだ整理がついていませんので、じゃあ少し後年度に送っておきましょうかということで、今、こういう状況になっています。その辺はまたあまり投げておくのも私は良くないと思っていますので、町内会長さんと相談しながら、このあと色々総会とかもあると思いますので、町内会の方でも少し議論をしていただいて、お互いに納得感ある中で整理をさせていただきたいという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

私、先ほど説明した段階で、10ページの上から4行目なんですけれども、なお、使用料金等については、今後、条例制定に係る協議時に併せて提案してまいりますというところの中で、ここの説明がちょっと漏れていたのと、現在、建設しています宮歌・豊浜につきましては、1月いっぱい工期なんですけれども、早く完成する見込みとなっております。それで、平成30年度で町で予算措置、経費的な管理運営費が支障となってくる見込みでございますので、条例の素案と合わせて平成30年度の中で管理運営費の補正も見込まれますので、その時に再度議会の方には早めに協議したいと考えておりますというところが漏れていましたので、追加で説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（川村明雄）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

1点だけ確認します。

まず、水道料の部分で、水道休止の部分があるということなんですけど、今後はそれはないということでもいいんですね。今後は町内会側が負担することがなくなるわけでしょう。ですから、それをわざわざ止めておくとか、色々なケースがあるんだと思うんですよ。ちょっと休憩の中で話をしたんですが、その途中でやった場合については2分の1の対応をすると、基本料金の対応をすると、多分その基本料を超えることは今までもないんだと思うんですけども、なんで止めていたのかよく意味が分からないんですね。その使うというのは、いつ使うかわからないわけですから、最低限そういう体制は整えておかなきゃないと。今、そういう話をされると、議会で使った時にはどういう状態だったのか。多分、冬ですし、水を使うことはないの、そう言われると議会側が水道を使うということはなかったわけで、その状況が分からないんですけども、多分、止まっていたんだろなという風に思うんですが、負担の部分を含めて、今回、改正されて全部が町の方で対応するということですから、そんなことはないということでもいいんですね。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

基本的には使い勝手の良い形で、町の方でそういう形は考えてございません。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

冬期間の凍結のために水を落とすとか、そんなことはあるんでしょうけれども、基本的に元を止めて使いませんと町の方に言うということはないんだということで確認をしておきます。

あと、今回対象にならない部分については、再度確認で終わりますけれども、今回のように使用料その

ものはこれからスペースの問題とか色々あるでしょうから、それは具体的に今度は統一するわけですから、そこは決めていくんだという風に思うんですけども、町の負担を含めた部分については、全体に同じにすることというのでいいんですよね。新栄町、あるいは千軒、上町の漁村改善センター、それと岩部ですね。ここの部分については同じ状態に対応すると。条例は違っても、町に対応は同じような形で対応するというのでいいんですね。

○委員長（川村明雄）

工藤総務課長。

○総務課長（工藤泰）

その会館で違うようなことのないよう同じ形でしたいと考えております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

特に新栄町の部分は、今、条例は一部負担の状態になっているんだと思うんです。11ページを見るとね。ですから、その部分も含めて同じような形で調整することをお願いして終わります。

○委員長（川村明雄）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは、意見交換を終わります。

以上で、調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いします。

大変ご苦勞様でございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時26分）

（再開 14時26分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、最初に、調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時26分）

（再開 14時46分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について、休憩中に論点・争点並びに問題点やその対応策などを討議しました。そのとおりまとめたいと思いますけれども、本委員会の意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、調査事件4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時47分)

(再開 15時03分)

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（川村明雄）**

ご異議なしと認め、調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）についてに関する本委員会の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

それでは、最後に、調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時04分)

(再開 15時05分)

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについては、さらに調査を要するものと思われますので、継続調査とすることとし、本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（川村明雄）**

ご異議なしと認め、調査事件6 町内会館等管理運営方針の見直しについては、継続調査とすることとし、本委員会の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、2の報告事項についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時07分)

(再開 15時25分)

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3のその他について、何かございましたらお願いします。

（「なし」という声あり）

○**委員長（川村明雄）**

ないようですので、以上で、本日の案件の調査は終了いたしましたので、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

(閉会 15時26分)

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長